

ミツヒロニュース



企業の思い切った事業再構築を支援する 「事業再構築補助金」のすすめ

今、コロナの中で、事業が厳しくなっている企業も多いと思いますが、政府が新分野展開や業態転換などの取組を金銭的に応援する「事業再構築補助金」を支給することになりました。

ポストコロナ・ウィズコロナの時代の経済社会の変化に対応するため、中小企業等の思い切った事業再構築を支援することで、日本経済の構造転換を促すことを目的としています。

1. 事業再構築補助金について

新分野展開や業態転換や事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援する補助金です。（補助金の金額については、3ページをご覧ください。）

■ 補助対象となる事業の具体的なイメージ

「これまでと異なる新たな取組により、成長が見込める分野に進出すること（事業再構築）」を促進する意図で交付される補助金制度です。

「事業再構築」とは、具体的に①事業再編、②業態転換、③新分野展開、④事業・業種転換への取組であるとされています。

（正確な定義、詳細な内容は公募要領並びに「事業再構築指針」の公表という形で確定されます）

【要件】（すべて満たす必要があります）

- (1) 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
- (2) 自社の強みや経営資源（ヒト/モノ等）を活かしつつ、「事業再構築指針」に沿った事業計画を認定支援機関等と策定し、一体となって取り組む中小企業等。
- (3) 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加の達成。

2. 緊急事態宣言特別枠

通常枠の申請要件（上記【要件】(1)～(3)）を満たし、かつ、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年（または対前々年）同月比で30%以上減少している事業者向けに「緊急事態宣言特別枠」を設け、補助率を引き上げます。「特別枠」で不採択となったとしても、加点の上、通常枠で再審査いたします。

【補助額の上限】

従業員数	補助金額
5人以下	100万円～500万円
6～20人	100万円～1,000万円
21人以上	100万円～1,500万円

【注】「緊急事態宣言特別枠」には、採択件数に限りがあります。ただし、不採択となった場合も、通常枠で再審査しますので、特別枠へ応募された方は、その他の方に比べて採択率が高くなる可能性が高いです。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

3. 補助の対象となるもの

補助対象経費

【主要経費】

- ・建物費（建物の建築・改修に要する経費）建物撤去費、設備費、システム購入費

【関連経費】

- ・外注費（製品開発に要する加工、設計等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）
- ・研修費（教育訓練費等）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）
- ・リース費、クラウドサービス費、専門家経費

【注】「関連経費」には上限が設けられる予定です。

補助対象とならないもの

- ・補助対象企業の従業員の人件費、従業員の旅費
- ・動産、株式、公道を走る車両、汎用品（パソコン、スマートフォン、家具等）の購入費
- ・販売する商品の原材料費、消耗品費、水道光熱費、通信費

◇大まかなスケジュール

- | | |
|------------|--------|
| ・3月初旬 | 公募開始 |
| ・5月初旬 | 一次締め切り |
| ・6月末～7月末 | 採択発表 |
| ・7月末から8月中旬 | 交付決定 |
| ここから発注が OK | |

4. 事業再構築のここがポイント

- (1) 6,000 万円というかつてない高額な補助金額の設定。
- (2) 個人事業主も利用が可能。
- (3) 建物費、リフォーム費用、内装工事費用も補助対象。
- (4) 不要となった建物、機械装置の撤去費用も補助対象。
- (5) 補助事業期間が令和 5 年 3 月までと長い。（投資にかかる時間に余裕ができる）
- (6) 直近半年間のうち、連続しない「任意の 3 か月」の合計売上高が、コロナ以前（2019 年又は 2020 年 1 月～3 月）と比較して、10%以上下がっていることが主要件。
- (7) 通常枠は 6,000 万円ですが①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開により企業規模を拡大することを要件とした「卒業枠＝1 億円」や中堅企業ならば 8,000 万円というタイプもあり。
- (8) 認定支援機関、金融機関の協力の下、事業再構築指針にもとづいて作成された事業計画書が必要。
- (9) 事務局公募の**補助事業の要領に 55,000 社の採択を目指す**と記載。
単年度ではありえない採択規模。（ものづくり補助が 1 万件／年程度）
- (10) 事業計画書はものづくり補助ほど難しくないことを想定・・・持続化補助金レベルか・・・（不明）
- (11) 基金方式＝複数回の締め切りが想定。（ただし予算消化とともに終了。**今年中が狙い目**。）
- (12) 収益納付。（一定以上利益が出た場合は補助金の返還あり。これはどの補助金も法的に返還義務がある。でも一定額なので、さほど心配は不要。）

5. 「事業再構築補助金」の公募開始前に準備しておくべきこと

現在の段階でできる準備は、「G ビズ ID」の取得です。

御社で他の補助金を活用された実績があれば、すでに「G ビズ ID」を取得済みかと思います。

G ビズ ID の取得には、通常 2～3 週間かかります。

事業再構築補助金の公募がスタートすると、G ビズ ID の取得申し込みが殺到することも想定され、その場合には取得に要する期間が長くなり、結果、補助金申請が遅くなるということが想定されます。

もし、御社で G ビズ ID の取得がまだのようでしたら、取り急ぎ G ビズ ID の取得を進めていただければと思います。

G ビズ ID の取得の手続きは、簡単です。

下記 G ビズ ID のサイトでは、取得手続きの動画案内があります。よろしければ、ご確認ください。

▼G ビズ ID について

<https://go.pardot.com/e/584583/top->

[/3s7cc6/566087561?h=wuEBcorsCkmr1Fe47cX9jUsmoR4MXbO9EAxh_5TfFFo](https://go.pardot.com/e/584583/top-/3s7cc6/566087561?h=wuEBcorsCkmr1Fe47cX9jUsmoR4MXbO9EAxh_5TfFFo)

弊社も認定経営革新等支援機関となっておりますので、お気軽にご相談ください。

事業の再構築に挑戦する皆様へ

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するための

企業の思い切った事業再構築を支援

(中小企業等事業再構築促進事業)

対象

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件をすべて満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します！

1. 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加の達成。

中小企業

通常枠 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2/3

卒業枠* 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2/3

*卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。

※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

中堅企業

通常枠 補助額 100万円～8,000万円
補助率 1/2（4,000万円超は1/3）

グローバルV字回復枠** 補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1/2

**グローバルV字回復枠：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

- ①直前6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
- ②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。
- ③グローバル展開を果たす事業であること。

緊急事態宣言特別枠

上記1～3の要件に加え、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。

補助額	従業員数5人以下	：100万円～500万円	補助率	中小企業	3/4
	従業員数6～20人	：100万円～1,000万円		中堅企業	2/3
	従業員数21人以上	：100万円～1,500万円			

令和2年度3次補正予算【3月に公募開始予定】

※今後、事業内容が変更される場合があります。3月に発表される予定の公募要領をご確認ください。



右記QRコードを読み込むと
お問い合わせフォームに移動します。

→ <https://mm-enquete-ont.meti.go.jp/form/pub/keieisien02/saikouchiku>



中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

飲食業

喫茶店経営

⇒飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のテイクアウト販売を実施。

飲食業

居酒屋経営

⇒オンライン専用の注文サービスを新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。

飲食業

レストラン経営

⇒店舗の一部を改修し、新たにドライブイン形式での食事のテイクアウト販売を実施。

飲食業

弁当販売

⇒新規に高齢者向けの食事宅配事業を開始。地域の高齢化へのニーズに対応。

小売業

衣服販売業

⇒衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。

小売業

ガソリン販売

⇒新規にフィットネスジムの運営を開始。地域の健康増進ニーズに対応。

サービス業

ヨガ教室

⇒室内での密を回避するため、新たにオンライン形式でのヨガ教室の運営を開始。

サービス業

高齢者向けデイサービス

⇒一部事業を他社に譲渡。病院向けの給食、事務等の受託サービスを新規に開始。

製造業

半導体製造装置部品製造

⇒半導体製造装置の技術を応用した洋上風力設備の部品製造を新たに開始。

運輸業

タクシー事業

⇒新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、食料等の宅配サービスを開始。

製造業

航空機部品製造

⇒ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立上げ。

製造業

伝統工芸品製造

⇒百貨店などでの売上が激減。ECサイト（オンライン上）での販売を開始。

食品製造業

和菓子製造・販売

⇒和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに化粧品の製造・販売を開始。

建設業

土木造成・造園

⇒自社所有の土地を活用してオートキャンプ場を整備し、観光事業に新規参入。

情報処理業

画像処理サービス

⇒映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに医療向けの診断サービスを開始。

補助対象経費の例

建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費・販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等

【注】補助対象企業の従業員の人件費及び従業員の旅費は補助対象外です。

※公募開始は3月となる見込みです。

※grants（電子申請システム）での申請受付を予定しています。GビズIDプライムの発行に2～3週間かかりますので、補助金の申請をお考えの方は事前のID取得をお勧めします。⇒ <https://www.grants-portal.go.jp/>

※認定経営革新等支援機関は、中企庁HPに記載の「経営革新等支援機関認定一覧」をご覧ください。⇒ <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kan.htm>



詳細はこちら
(経済産業省HP)



参考文献： ■経営革新等支援機関推進協議会 ■経済産業省



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島
動画による
ニュース解説配信中！

